

# 兵庫県公報

平成24年4月10日 火曜日 第2378号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 町営土地改良事業の計画変更同意（同）	2
○ 兵庫県防除実施基準等の変更（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定予定（同）	3
○ 保安林の指定の解除予定（同）	3
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	4
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 中播都市計画道路事業の認可（平成24年近畿地方整備局告示第75号）（道路街路課）	6
○ 同 上（平成24年近畿地方整備局告示第76号）（同）	7
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成24年近畿地方整備局告示第77号）（同）	7
○ 阪神間計画道路事業の事業計画の認可（平成24年近畿地方整備局告示第78号）（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	9
○ 景観形成地区の指定（同）	9
○ 景観形成基準の決定（同）	9
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 私立小学校の設置認可（教育課）	12
○ 私立幼稚園の設置認可（同）	13
○ 私立専修学校の設置認可（同）	13
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	14
○ 落札者等の公示（県立大学）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	17

## 告 示

### 兵庫県告示第501号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 神鋼加古川病院  
所在地 加古川市平岡町一色797番地の295  
撤回年月日 平成23年3月31日
- 名称 加古川市民病院  
所在地 加古川市米田町平津384番地の1  
撤回年月日 平成23年3月31日

3 名 称 医療法人社団せいわ会 たずみ病院  
 所 在 地 加古川市別府町新野辺1429番地の10  
 撤 回 年 月 日 平成24年1月31日



**兵庫県告示第502号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人社団董会 名谷病院  
 所 在 地 神戸市垂水区名谷町字梨原2350番地の2  
 認 定 年 月 日 平成23年12月6日  
 認定の有効期限 平成26年12月5日
- 2 名 称 医療法人三栄会 ツカザキ病院  
 所 在 地 姫路市網干区和久68番1  
 認 定 年 月 日 平成24年3月1日  
 認定の有効期限 平成27年2月28日
- 3 名 称 加古川東市民病院  
 所 在 地 加古川市平岡町一色797番地の295  
 認 定 年 月 日 平成23年4月1日  
 認定の有効期限 平成26年3月31日
- 4 名 称 加古川西市民病院  
 所 在 地 加古川市米田町平津384番地の1  
 認 定 年 月 日 平成23年4月1日  
 認定の有効期限 平成26年3月31日
- 5 名 称 医療法人社団せいわ会 たずみ病院  
 所 在 地 加古川市尾上町口里790番地の66  
 認 定 年 月 日 平成24年2月1日  
 認定の有効期限 平成27年1月31日



**兵庫県告示第503号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**御津西部土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 井 機	たつの市御津町朝臣885番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	白 銀 秀 光	たつの市御津町朝臣802番地2



**兵庫県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
新温泉町	土地改良総合整備事業（新生産調整推進型）	古市用土地区	平成24年 3月28日
同 上	中山間地域総合整備事業	田中地区	同 月28日



**兵庫県告示第505号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項により兵庫県防除実施基準を、同法第7条の5第1項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域をそれぞれ変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

- (1) 兵庫県防除実施基準の変更
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

2 縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課森林保全室並びに次の各市役所及び町役場  
神戸市、姫路市、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町



**兵庫県告示第506号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区小原字二ノ谷口1229の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第507号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

- 豊岡市城崎町湯島寺ノ谷806の2から806の10まで
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第508号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
豊岡市城崎町湯島寺ノ谷806の2から806の10まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第509号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)寄谷建設 代寄谷 愛明	神戸市東灘区西岡本3—10—1	般-19 第110379号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年2月21日
(株)森川工務店 代森川 朗	同 市灘区高德町4—2—18	般・特-18・21 第102298号	一般	大工工事業、鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年1月25日
(株)藤建 代橋野 治	同 市北区長尾町宅原 字四軒茶屋1896	特-23 第108834号	特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月10日
(有)それいゆ 代竹中 博	同 市垂水区福田4—3—15	般-18 第114911号	一般	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年1月31日
(株)エルテック 代岡 麗子	同 市西区北別府5—31—5	般-20 第114280号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年11月25日
(株)津野電機製作所 代津野 賢人	尼崎市食満6—18—18	般-21 第217028号	一般	電気工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日
エース工務(株) 代奥田 勝祐	同 市西本町7—259—2	般-19 第214795号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月18日
宮本工務店 代宮本 敏夫	同 市西立花町1—12—2	般-22 第216242号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
(株)早水組 代早水 一博	同 市食満2—24—15	特-19 第201572号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月20日

㈱グリーンオーク 代大菊 重美	同 市南塚口町1—6—20	般-20 第217766号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月13日
㈱川島建設 代川島 哲三	西宮市浜町7—25	特-21 第218057号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年10月1日
市川塗装店 代市川 武夫	同 市甲子園浦風町2—21	般-20 第215528号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月26日
梶谷工業㈱ 代梶谷 洋子	同 市甲子園八番町5—10	般-18・21 第217485号	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月31日
金井土木工業㈱ 代木村 茂樹	同 市城ヶ堀町4—1	般-21 第212868号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年2月6日
㈱F A R E A S T 代時岡 和文	伊丹市荻野4—56	般-20・21 第301924号	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
松岡重機 代松岡 麻雄	同 市奥畑2—112	般-22 第302131号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
リキッドコンサント㈱ 代岡上 公彦	宝塚市宝松苑6—11	般-21 第301993号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日
能勢工業㈱ 代若松 季子	川西市向陽台1—5—78	般・特-21 第301422号	一般 特定	建築工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年12月27日
㈱末廣組 代末廣 修三	同 市西多田2—9—30	般-19 第210342号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年2月8日
㈾清和リース 代河端 正勝	同 市清和台東1—3—94	般-19 第301235号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈾石光組 代石光 徹	川辺郡猪名川町猪名川台1—1—6	般-21 第216113号	一般	建築工事業、鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年2月27日
㈱善工務店 代谷 英輔	明石市材木町3—13	般-22 第401730号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
㈱Answer 代池澤 隆行	加古川市加古川町河原444—25	般-18・20 第406677号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年2月23日
㈾高橋道路 代高橋 勝彦	同 市加古川町河原336—4	般-20 第406005号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
大豊工業㈱ 代垣迫 雅一	高砂市梅井3—20—16	般-18 第402924号	一般	管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月16日
シンエー建設 代畑中 伸英	同 市曾根町3085—6	般-18 第406671号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月1日
山本建築 代山本 博士	三木市志染町志染中48—1	般-19 第352057号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
㈾遠周工務店 代遠周 庄三	姫路市青山北3—36—30	般-22 第458170号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

一進工業 (代)新井 一好	同 市飾磨区今在家 1052	般-20 第458950号	一般	管工事業、鋼構造物工 事業、機械器具設置工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月29日
西尾鉄工所 (代)西尾 隆	同 市上手野374-2	般-23 第459530号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
榊ヒメアル工業 (代)田淵 秀樹	同 市香寺町久畑11	般-19 第459632号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年2月8日
榊奥野組 (代)奥野 昌三	同 市八家1303-3	特-19 第451721号	特定	土木工事業、ほ装工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年2月25日
オーギ屋電機(株) (代)赤松 真樹子	たつの市龍野町富永 789-1	般-19 第501648号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月30日
(有)電技社 (代)福本 史朗	同 市新宮町鍛冶屋 561-2	般-20 第502597号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月20日
豊和通信システム (株) (代)丸山 哲仁	豊岡市幸町5-6	般-21 第650347号	一般	電気工事業、電気通信 工事業、消防施設工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月22日
榊小林工務店 (代)小林 正	養父市大屋町糸原422	般・特-22 第600019号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年2月13日
榊大市住宅産業 (代)大前 裕樹	篠山市吹新64-2	特-23 第751810号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月2日
大木造園 (代)大木 廣二	丹波市水上町石生八の 坪2295-2	般-22 第751021号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
小嶋工務店 (代)小嶋 勇二	洲本市大野1288	般-18 第801917号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月12日
渡邊ハウス (代)渡邊 敏明	同 市上物部948-6	般-18 第801919号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月1日
(有)山口建設 (代)山口 武雄	南あわじ市市十一ヶ所 457-1	般-21 第801855号	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月28日
船越工務店 (代)船越 弘一	淡路市志筑3523	般-18 第801509号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月8日



**兵庫県告示第510号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成24年4月4日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市枝川町地域



**兵庫県告示第511号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第75号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 204号本龍野富永線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間  
平成18年 3月 7 日から平成25年 3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第512号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第76号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 204号本龍野富永線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間  
平成20年 3月25日から平成25年 3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第513号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第77号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 4. 22号大日線  
3. 3. 3号国道線  
3. 4. 114号十二所前線

- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成13年10月19日から平成25年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第514号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第78号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 81号尼崎宝塚線及び3. 3. 5号国道176号線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成13年12月5日から平成26年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第515号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年4月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年4月10日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 物部養父線	朝来市和田山町高田字佃田826番1から 同市和田山町高田字広六林973番1まで	旧	13.0から 38.0まで	245.0	
		新	13.0から 40.0まで	245.0	





**兵庫県告示第516号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 株式会社Live Design
  - 代表者氏名 藤田 進
  - 事務所所在地 神戸市中央区布引町4-2-6
  - 免許番号 兵庫県知事(1)第11146号
  - 免許年月日 平成19年4月9日
- 2 処分の内容
  - 免許の取消し



**兵庫県告示第517号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成24年6月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び加西市役所において縦覧に供する。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
  - 加西市北条地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
  - 加西市北条町北条、北条町栗田、北条町横尾、北条町小谷及び北条町古坂の各一部



**兵庫県告示第518号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、加西市北条地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成24年6月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び加西市役所において縦覧に供する。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

**加西市北条地区景観形成基準**

加西市北条地区は、古くは門前町として発展し、江戸期には多くの街道が交差する宿場町として栄えた地区である。

歴史を感じさせる由緒ある神社や寺院、伝統的な意匠の町家、道標などの地区内の景観資源を活かしつつ、周辺中心市街地の景観と調和したまちとしての発展を目指す。地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくために、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

- 1 宿場町の景観の維持・保存
  - 京都と出雲を結ぶ東西の街道（旧丹波街道・旧但馬街道）と南北の街道（旧姫路街道・旧加古川高砂街道）が集まる交通の要衝として形成された宿場町の景観を守るため、街道沿いでは伝統的意匠を保持した町家の修景をすすめる。
- 2 門前町の景観の維持・保存
  - 北条地区は1200年以上前に建立された住吉神社や酒見寺を中心に門前町として形成された。地区の西部に多くの寺院が集まり形成されている門前町の景観を守るため、神社・寺院に面した町家の伝統的意匠を活かした修景をすすめる。
- 3 周辺中心市街地の都市景観との調和
  - 当地区は歴史的な景観が維持されているが、周辺には北条鉄道の北条町駅や加西市役所などが立地している加西市の中心部である。宿場町・門前町の周辺を含めて歴史的景観形成地区に指定することにより、周辺の市街地との景観の調和を図るとともに、地区に接する主要な道路（幹線道路特例区間）については、「町家

景観通り」に面する部分を除いた建築物について、一部の景観形成基準を緩和することにより、中心市街地としての役割との調和を図る。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域	高さ	・階数は3階建て以下を基本とする。	・基調となる外観の色彩は、派手な色を避け、けばけばしくならないよう、隣接する建物との調和に努める。
	屋根	・勾配屋根を基本とする。 ・基調となる色彩は、黒、灰色またはこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度5以下の無彩色とする。	
	外壁	・外壁は、白又は灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩の仕上げとする。色彩は、R（赤）系の10R、YR（橙）系及びY（黄）系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下、その他の色相は、明度8以下、彩度2以下又は無彩色とする。	
	外構	・門・塀などを設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備	・空調機（室外機、ダクト類等）は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい場所に設置する。	
	屋外広告物等	・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、規模・数量は必要最小限とし、意匠及び色彩に配慮する。	
町家景観通り	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・通りに面して空地を設ける場合は、まちなみに調和した塀を設けるなどして、まちなみとの連続性を保つよう努める。	
	高さ	・階数は2階建て以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根	・勾配屋根、和瓦葺きとする。屋根勾配は伝統的な周囲の建物に合わせることにする。 ・基調となる色彩は、黒色又は灰色とする。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。	
	外壁	・通りから見える壁面は、原則、板張り、漆喰塗り、又はこれに類した和風意匠とする。	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木部に保護塗装を施す等の場合は自然素材の色彩を基調とする。色彩の範囲は、色相R（赤）系の10R及びY R（橙）系の10Y R未満は明度5以下、彩度4以下、色相Y R（橙）系の10Y R及びY（黄）系の5Y以下は明度8以下、彩度4以下及び無彩色の明度2以上9以下とする。</li> </ul>
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する部分の窓、格子等は伝統的な様式を基調とする。</li> <li>・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。</li> </ul>
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板を含む屋外広告物、広告塔や広告板などの掲出物件等は、歴史的なまちなみとの連続性に配慮した和風意匠の使用に努める。</li> <li>・表示面の地色（色彩）は、町家景観通り外壁基準の色彩を用いること。</li> <li>・屋上広告物は設置しない。</li> </ul>
寺町景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院に面する建築物の「屋根」、「外壁」、「建具」、「建築設備」及び「屋外広告物等」に係る基準は、「町家景観通り」の内容に沿うように努めるものとする。</li> </ul>
幹線道路特例区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道大和停車場線、県道三木宍粟線、市道北条栗田線に面する建築物（「町家景観通り」に面する建築物は除く。）については、「高さ」及び「屋根」の基準の適用を除外する。</li> </ul>

2 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サポート

イ 代表者の氏名 田中馨

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市上甲東園3丁目11番21-111号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在日外国人留学生に対して、日本での留学生生活を向上させるための関係各方面への協力に関する事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こども療育センター

イ 代表者の氏名 山路純

ウ 主たる事務所の所在地 三田市藍本3940番地16

エ 定款に記載された目的

この法人は、発達障がい児及び、発達の遅れが気になる幼児・児童に対して、療育に関する事業を行い、障がい児(者)の健やかな成長を支え、社会的自立を支援するとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すまいる

イ 代表者の氏名 永谷善康

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市黒田庄町岡1075番地の66

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者とその家族及び高齢者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者と高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人しんぼ

イ 代表者の氏名 村松国宇

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市両度町3番3-208号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者等に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者等の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



**私立小学校の設置認可**

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により、次のとおり私立小学校の設置を平成24年3月27日に認可した。

平成24年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	総定員	開校年月日
高羽六甲アイランド小学校	神戸市東灘区向洋町中9丁目1番11	学校法人高羽幼稚園	240人	平成24年4月1日



**私立幼稚園の設置認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の設置を平成24年3月27日に認可した。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	総定員	開園年月日
こくふ幼稚園	豊岡市日高町野々庄929番地	社会福祉法人こくふ幼稚園	50人	平成24年 4月 1日



**私立専修学校の設置認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成24年3月27日に認可した。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	課 程	総定員	開校年月日
神戸ブレーメン動物専門学校	神戸市中央区布引町2丁目1番17号	学校法人野上学園	文化教養専門課程	80人	平成24年 4月 1日
専門学校東京国際ビジネスカレッジ神戸校	神戸市中央区磯辺通4丁目1番6号	学校法人神戸創造学園	文化教養専門課程	140人	平成24年 4月 1日



**私立各種学校の廃止認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成24年3月27日に認可した。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
明石朝鮮初級学校	明石市立石町1丁目15番12号	学校法人兵庫朝鮮学園	平成24年 3月27日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン野口ショッピングセンター  
 所在地 加古川市野口町坂元字谷田118-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 岩 本 隆 雄  
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

### 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 岩 本 隆 雄  
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

- (2) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) マックスバリュ野口店

イ 変更後

イオンタウン野口ショッピングセンター

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 岩 本 隆 雄  
住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

154平方メートル

イ 変更後

172平方メートル

### 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年10月3日ほか

- (2) 大規模小売店舗の名称

平成21年1月14日

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年10月3日ほか

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積

平成24年11月20日

### 5 届出年月日

平成24年3月19日

### 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成24年4月10日から4月間

### 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成24年8月13日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市大久保町山手台 1丁目66番 1	4, 173. 96	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

(2) 配布期間及び申込期間

平成24年4月10日（火）から同年5月7日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

平成24年5月11日（金）午前11時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

電話 (078) 341-7711 内線 4875



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年4月10日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 落札に係る物品等の名称及び数量

クライオウルトラマイクローム 一式

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号

3 落札者を決定した日

平成24年2月10日

4 落札者の名称及び住所

日本電子株式会社大阪支店 大阪市淀川区西中島5丁目14番5号

5 落札金額

26,565,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成24年1月24日





**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 4月10日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
構造解析計算システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 2月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本S G I株式会社 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
- 5 落札金額  
29,032,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 1月24日



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 4月10日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
タンパク質反応機構解析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 2月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本S G I株式会社 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
- 5 落札金額  
29,505,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 1月24日

**病 院 局 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 4月10日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
県立尼崎・塚口統合新病院第1期建築工事

(2) 工事場所

尼崎市東難波町2丁目176番1

(3) 工事概要

病院棟	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造		
	地上11階地下1階塔屋2階建	延床面積	77,377.76㎡
仮設保育所棟	鉄骨造 平屋建	延床面積	198.74㎡
駐輪場1	鉄骨造 平屋建	延床面積	84.00㎡
駐輪場2	鉄骨造 平屋建	延床面積	84.00㎡
備蓄倉庫1	鉄骨造 平屋建	延床面積	45.31㎡
備蓄倉庫2	鉄骨造 平屋建	延床面積	45.31㎡
屋外附帯工事	(囲障、舗装、排水、植栽、その他工作物) 一式		
解体工事	(解体建物延床面積合計 19,930.15㎡)		
・恵沢館	鉄筋コンクリート造 地上2階建	延床面積	336.00㎡
・部室	鉄骨造 地上2階建	延床面積	262.00㎡
・視聴覚室	鉄骨造 平屋建	延床面積	134.00㎡
・南館	鉄筋コンクリート造 地上4階建	延床面積	1,164.00㎡
・渡廊下1	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	84.15㎡
・体育館	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	2,952.00㎡
・東館	鉄筋コンクリート造 地上4階建	延床面積	4,168.00㎡
・便所	鉄筋コンクリート造 地上2階建	延床面積	106.00㎡
・電算室	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建	延床面積	2,727.00㎡
・渡廊下2	鉄筋コンクリート造 地上2階建	延床面積	212.00㎡
・西館	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	2,292.00㎡
・本館	鉄筋コンクリート造 地上3階建	延床面積	2,576.00㎡
・渡廊下4	鉄筋コンクリート造 地上2階建	延床面積	75.00㎡
・食堂	鉄骨造 地上2階建	延床面積	540.00㎡
・商業科本館	鉄筋コンクリート造 地上4階建	延床面積	2,302.00㎡
・外構撤去	(囲障、舗装、排水、植栽、その他工作物) 一式		
・電気設備撤去	一式		
・機械設備撤去	一式		

(4) 工期

平成26年9月30日(火)限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得(登録)した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(i) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が建築一式工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成24年6月下旬予定）まであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- なお、総合評定値通知に係る請求手続中等である場合は、許可担当部局の受付印のある請求書等の写しを添付すること。
- オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。
- カ 平成9年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が、61,900平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上10階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が7,700平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上5階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更正手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
- コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。
- (2) 特別共同企業体の資格要件
- ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。
- イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。
- ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成24年5月21日（月）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。
- オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- (3) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。
- (7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (4) 平成9年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成24年4月10日(火)から同年5月24日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話(078)341-7711 内線4365、4340

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

平成24年4月10日(火)から同月20日(金)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成24年4月10日(火)から同年5月24日(木)まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

平成24年4月11日(水)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

##### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札期間

平成24年5月25日(金)から同月28日(月)まで

午前9時から午後5時まで（5月28日（月）は午後4時まで）

(2) 開札日時

平成24年5月29日（火）午前10時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記8(5)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格（調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は、県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕）を下回った入札が行われた場合は、落札決定を

保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（特別重点調査基準価格の算定式については次のとおり。直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3〔「直接工事費」は県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の9、「現場管理費」は、県が工事費の積算に用いる直接工事費（営繕基準）の10分の1と現場管理費（営繕基準）の合計〕を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成24年5月29日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年6月5日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア（イ）に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction of a newly integrated hospital of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital and Hyogo

## Prefectural Tsukaguchi Hospital (First phase)

## Hospital Ward

Steel-Reinforced Concrete (SRC), partially Steel (S) and Reinforced Concrete (RC)

11 floors above the ground, 1 underground floor and 2 story penthouse

Total floor area 77,377.76m<sup>2</sup>Temporary Nursery Building S One-story building Total floor area 198.74m<sup>2</sup>Bicycle Parking(I) S One-story building Total floor area 84.00m<sup>2</sup>Bicycle Parking(II) S One-story building Total floor area 84.00m<sup>2</sup>Stockpile Warehouse(I) S One-story building Total floor area 45.31m<sup>2</sup>Stockpile Warehouse(II) S One-story building Total floor area 45.31m<sup>2</sup>

Outdoor facilities (Fences, paving, drainage, planting, and other structures)

Demolition work (Total floor area of buildings to be demolished: 19,930.15m<sup>2</sup>)

• Keitakukan RC	2 floors above the ground	Total floor area	336.00m <sup>2</sup>
-----------------	---------------------------	------------------	----------------------

• Clubrooms S	2 floors above the ground	Total floor area	262.00m <sup>2</sup>
---------------	---------------------------	------------------	----------------------

• Audiovisual Room S	One-story building	Total floor area	134.00m <sup>2</sup>
----------------------	--------------------	------------------	----------------------

• South Wing RC	4 floors above the ground	Total floor area	1,164.00m <sup>2</sup>
-----------------	---------------------------	------------------	------------------------

• Connecting Corridor (I) RC	3 floors above the ground	Total floor area	84.15m <sup>2</sup>
------------------------------	---------------------------	------------------	---------------------

• Gymnasium RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,952.00m <sup>2</sup>
----------------	---------------------------	------------------	------------------------

• East Wing RC	4 floors above the ground	Total floor area	4,168.00m <sup>2</sup>
----------------	---------------------------	------------------	------------------------

• Toilet RC	2 floors above the ground	Total floor area	106.00m <sup>2</sup>
-------------	---------------------------	------------------	----------------------

• Computer Room RC	3 floors above the ground and 1 underground floor		
--------------------	---	--	--

Total floor area 2,727.00m<sup>2</sup>

• Connecting Corridor (II) RC	2 floors above the ground	Total floor area	212.00m <sup>2</sup>
-------------------------------	---------------------------	------------------	----------------------

• West Wing RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,292.00m <sup>2</sup>
----------------	---------------------------	------------------	------------------------

• Main Building RC	3 floors above the ground	Total floor area	2,576.00m <sup>2</sup>
--------------------	---------------------------	------------------	------------------------

• Connecting Corridor (IV) RC	2 floors above the ground	Total floor area	75.00m <sup>2</sup>
-------------------------------	---------------------------	------------------	---------------------

• Cafeteria S	2 floors above the ground	Total floor area	540.00m <sup>2</sup>
---------------	---------------------------	------------------	----------------------

• Main Building for the Commercial Course RC	4 floors above the ground		
--	---------------------------	--	--

Total floor area 2,302.00m<sup>2</sup>

- Demolition work of outdoor facilities (Fences, paving, drainage, planting, and other structures)

- Demolition work of electric equipment

- Demolition work of machinery and equipment

## (2) Deadline for the submission of application forms:

16:00, April 20, 2012

## (3) Deadline for tender:

16:00, May 28, 2012

## (4) Contact:

Contract Management Division, Policy Planning &amp; Coordination Bureau,

Public Works &amp; Development Department, Hyogo Prefectural Government

10-1 Shimoyamate-dori 5 chome, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078) 341-7711 Ext. 4365 or 4340